

明 る い 東 海

〔発 行〕2013年7月17日 NO.68

日本共産党東海村委員会・議員団



大名 美恵子
4 期

村松2401-2

TEL/FAX (284) 0761

議会運営委員会
総務委員会
原子力問題調査特別委員会



川崎 篤子
2 期

白方284-1

TEL/FAX (282) 0229

議会報編集委員会
文教厚生委員会
原子力問題調査特別委員会

東海第二原発は再稼働せず、廃炉に

原子力規制委員会の新基準が、7月8日施行されました。防潮堤やフィルター付きベントの設置が盛り込まれていますが、いずれも住民や環境を放射能汚染から守るためのものではなく、原子炉の爆発を避け、放射性物質を外部に漏らしながら大規模の放射能汚染を避けるための基準といえ問題は大きいです。

東海第二原発がもし過酷事故になったなら、本村はただちに全村避難が必要です。しかし新基準では住民の被ばくを避けての全村避難は不可能であり、再稼働せず廃炉以外にありません。

村・住民無視で東海第二原発再稼働の方向を表明

七月十一日

日本原電濱田康男社長

日本原電は6月18日、再稼働

のための新規制基準にあたる防潮堤とフィルター付きベントの工事に着手しました。

村への説明がないまま6月18日に着工したことについて原電は、「新基準の施行が7月8日であるため、村や県の同意を必要としない原電の自主的安全対策として着工した」と述べています。

しかし、東日本大震災による福島第一原発の過酷事故を受け、本村の状況は、村長が「東海第二原発は再稼働せず廃炉にすべき」と述べ、住民のなかでも「廃炉を求める」声が高まり、関連する住民の議会請願が続いています。

こうしたもと、原電が独断で再稼働前提の工事に着手したその姿勢は、危険な事業を行っているがらまるで住民不在であり許されるものではありません。

さらに、7月11日、原電の濱田社長は、「東海第二も再稼働申請の方針」であることを公言したことは、立地自治体の意向抜きで

再稼働の方向性を進めようとする意志表示であり、住民不在の姿勢をいっそう明確にしています。

原電自身に避難計画の策定は求められておらず、立地自治体である東海村の避難計画が成り立っていない中で、再稼働前提の工事に着手するという事は、事故が起きた際の責任は、根本的には事業者は問われたいと言っても過言ではないのではないのでしょうか。

こうした原電の立地自治体や住民に対する挑発的とも言える操業

東京都議選で日本共産党議席倍増

自共対決 マスコミも注目

6月におこなわれた東京都議会議員選挙で、日本共産党は8議席から17議席へと議席を倍増、都議会で民主党を抜いて第3党になりました。

「都議選躍進『自共対決だ』」（「朝日」大阪版6月25日付）などと新聞各紙が報道。安倍政権の暴走に正面から対決し、どんな問題でも抜本的対案をしめしている日本共産党に注目が広がっています。

2013年6月25日

日本原子力発電株式会社
取締役社長 濱田 康男様
日本原電東海第二発電所
所長 剣田 裕史様

日本共産党茨城県委員会
委員長 田谷 武夫
県議会議員 大内久美子
村議会議員 大名美恵子
同 川崎 篤子

フィルター付ベント装置と防潮堤の設置工事に対する抗議及び工事中止を求める要請書

日本原電は19日、フィルター付きベント装置と防潮堤の設置工事を、18日に着工したと発表しました。

また、原子力規制委員会は19日、原子炉等規制法の改定に伴う、地震・津波対策、重大事故への対策などを求めた新規制基準を決定しました。安全協定上の手続きが発生するのは、基準施行の7月8日以降となり、現時点での着工は、原電の自主工事となります。しかし、フィルター付きベント装置と防潮堤の設置工事については、村上村長も「地元の同意を得てから」と、強く要請していた事です。地元自治体との信頼関係を自ら損ねる行為は、何を意味するのか理解できません。

今回発表の着工については、地元東海村にも明確な説明がなく、周辺自治体も、「理解も同意も得ず再稼働に向けた工事に着工した。あるまじき行為だ」と強く反発しています。住民からは「こんなに突然着工したとはどういうことか」と、怒りの声があがっています。

何より新規制基準では、炉心溶融を伴うような重大事故への対策を義務付けていますが、福島第1原発事故の教訓を踏まえた中身になっていません。新基準をテコに再稼働へ一気にすすむようなことは許されません。

東海第二原発の再稼働については、現在、住民の中で意見が分かれており、むしろ「再稼働せず廃炉を求める」声が強まっています。原電の対応は慎重の上にも慎重な検討が求められていたことは言うまでもありません。原電はこの着工に関して「すぐに再稼働するということではない」と説明しているとの事ですが、これら設備の工事に関しては、「再稼働が前提の工事」と受け止める住民が大多数であり、自治体や住民への理解と了解が何より重要です。

よって、今回の着工に強く抗議するとともに、フィルター付きベント装置と防潮堤の設置工事をただちに中止することを求めます。

以上

姿勢の背景には、安倍政権の原発の「再稼働」「輸出」という暴走政治があるからです。

日本共産党は、国会、県議会、村議会と結んで、また多くの東海第二原発の廃炉を求めるみなさんとともにその実現に全力をつくします。

日本共産党
日本共産党のホームページをご覧ください。
<http://www.jcp.or.jp/>

携帯用ホームページ

新しい視点 展望しめす
しんぶん 赤旗

日刊紙●月3,400円
日曜版●月 800円

賃上げで景気回復

消費増税の中止

大名美恵子議員の質問

自民党の憲法改正草案と

村民生活のかかわり

3月議会での大名美恵子議員の一般質問、「自民党の憲法改正草案と村民生活のかかわりについてどう見るか」に対する村長の答弁要旨は次の通りです。

村上達也村長 自民党の憲法「改正」とは、9条の「改正」が核心だと思うが、その根本問題は、国権が民権を圧殺することにあると思います。

日本国憲法の真髄は、世界史的観点から見てアメリカの1776

年の独立宣言、1789年のフランスの人権宣言、これを普遍的な価値として策定された市民憲法だと私は規定している。アメリカの独立宣言とは、全ての人は平等につくられ、奪いがたい天賦の権利を付与され、生命、自由及び幸福の追求が含まれることを信ずる。

これらの権利を確保するため、政府が組織される。そして、その正当な権力は統治される者の同意に由来するなどが宣言されている。フランス人権宣言は17条あるが、もっと詳しく規定されています。

自民党の改憲草案では、根本的にこの考え方が欠けていると思います。極めて露骨に統治者意識、統治のための憲法の考えしかないのではないかと。安倍政権はこの

市民憲法を圧殺しようとしているのではないかと思っています。

若干、自民党の憲法改正草案についてコメントすると、第1条、天皇は日本国の元首である。第3条、国旗は日章旗、国歌は「君が代」。国民は国旗・国歌を尊重する。第4条、元号の保持。第9条、国防軍を保持する。9条第5項、国防軍に審判所、つまり軍事法廷を置く。第12条、国民の自由及び権利は公益及び秩序の枠内で認められる。21条、集会、結社及び言論、出版等の表現の自由は、

国が公益及び秩序の枠内で保障する。公益及び秩序は国が判断する。第24条、家族は互いに助け合わねばならない。第28条、公務員の団結権や交渉権の制限。第10

2条、国民はこの憲法を尊重する等々、戦前の旧憲法を彷彿させる時代錯誤的な草案である。現憲法では天皇及び摂政、そして国務大臣、国会議員、裁判官、その他公務員が憲法を尊重し、擁護する義務があるとなっています。

自民党は、戦後の70年近い歴史をどう考えているのか。この期間、我々は現憲法において日本社会をつくってきた。そのことに対する尊重の考え方がありません。

自民党の憲法改正草案は、まさに貧弱な国粹主義的な、ひとり独善的な国家観によつての前文だと私は思っています。

また、憲法「改正」のための96条が問題になっているが、3分の2の意味が理解されていない

ではないか。憲法を擁護して国家をつくり上げていくためには、3分の2という高いハードルが必要。単純多数決の2分の1ではないとすることで、今ももろの点から大変な事態に至っていると心配しています。

最終処分場の現状

6月議会での大名美恵子議員の一般質問、「東海村一般廃棄物最終処分場の現状について」から、処分場の状況を報告します。

菅野博経環境部長 ひたちなか・東海クリーンセンターから排出された飛灰は、放射性物質汚染対象特別措置法に基づき、特別の処理基準により埋立処理をしている。最終処分場への埋め立てに際

しては、福島第一原発事故による影響を確認するため、事前に飛灰に含まれている放射性物質濃度調査を実施している。調査結果は、1730から3760ベクレルの間にあり、一時保管棟の措置が必要な8000ベクレルを下回っている。平成24年度は、村の一般廃棄物最終処分場に406トンの飛灰が搬入されました。

放射線物質汚染対処措置法に基づき、最終処分場内の空間線量、放流水等の測定も定期的に実施しています。

大名美恵子議員 8000ベクレル以下といえど、本来は袋に詰めてコンクリートの中で保管するなどの対応が望ましいと考えます。

川崎篤子議員の質問

第二原発

使用済み核燃料

の保管問題

3月議会一般質問で川崎篤子議員は、もともと過酷事故を起す危険性をほらむ東海第二原発の再稼働は、断念すべきであると言った立場から、東海第二発電所の再稼働の問題と使用済み核燃料の保管の安全対策についてたずねました。

村上達也村長 原電内には使用済み核燃料の乾式貯蔵庫が既につくられており、ドライキャスクという魔法瓶状の大きなキャスクがあり既に保管しているものもあります。原電の燃料プールには、使

用済み核燃料が1250体、そして定検中で、炉心から取り出したものが764体ありまして、全体で2014体が保管されています。燃料プールから外に持ち出すためには、7年から8年熱を冷ますという期間が必要です。その2014体の中で7年を経過し移動可能な使用済み核燃料は770体という状況だということです。

それに対しての燃料プールの安全対策はもちろんですが、福島第一の4号機の燃料プールの問題もあり、極めて危険性があることに鑑み、早急に乾式貯蔵化を図るよう要求するつもりです。

乾式の貯蔵庫では、乾式キャスク17基が完成し、そのうちの15基に915体が保管されています。1基当たり61体が収納でき、

全体の建屋で24基収納できるそうです。あと9基だと格納余裕は540体ぐらいいしはなく、この燃料プールから取り出して乾式貯蔵するととなると、新たに乾式貯蔵庫をつくる必要があります。もともと使用済み燃料は、電力業界あるいは政府の方針は青森県に持ち出すという前提ですが、これもいつ再開されるかわからないというような状態です。そういう点で東海村は速やかに原電に乾式貯蔵で安定的に使用済み核燃料を保管してもらいたいということを要求したいと思っ

ています。

川崎篤子議員 核燃料廃棄物はこれ以上増やしてはならない。政府は事故が起きる前は「過酷事故は起きないから安全だ」と言い張って、事故の後は「過酷事故が起き

ても安全対策がとれば大丈夫だ」と言い逃れますが、これは単に営利目的の経済界の押しつけに屈した政界の無責任な姿です。原発ゼロの逆行は、日本と国民の滅亡を指すも同然です。私たちは、これから即時原発ゼロを目指す多くの皆さんと心を合わせて、全力を尽くしたいと思っています。

地域防災計画で

検討事項となつてくる

避難計画

本村の地域防災計画原子力災害対策編は、3月26日に原子力安全対策課から暫定的なものとして示されました。その中で、検討事項となっている避難計画の策定について川崎篤子議員は、6月議会一般質問でたず

ねました。

では、福島第一原発事故による影響を確認するため、事前に飛灰に含まれている放射性物質濃度調査を実施している。調査結果は、1730から3760ベクレルの間にあり、一時保管棟の措置が必要な8000ベクレルを下回っている。平成24年度は、村の一般廃棄物最終処分場に406トンの飛灰が搬入されました。

放射線物質汚染対処措置法に基づき、最終処分場内の空間線量、放流水等の測定も定期的に実施しています。

大名美恵子議員 8000ベクレル以下といえど、本来は袋に詰めてコンクリートの中で保管するなどの対応が望ましいと考えます。

い離れたらいいのか茨城県を越えて避難していくということになります。避難所はどこに確保するかと考えると、とても私は避難計画のシミュレーションをやってみるけれども、避難計画が立てられるとは思っていません。

アメリカでは原発の立地の指針は、人口の少ない地帯に建てるということが一つの条件、もう一つは避難計画が立てられるということになっていきます。規制委員長の田中俊一さんは、避難計画を立てられないというところでは原発は置けないとも言っています。私はそのとおりだと思います。

避難計画を立てられないということを私は実証していきたいと思っております。

周辺の自治体の住民も当然ながら、もう動揺して動き始めますので、周辺の人口も考えなければなりません。それから、日本の狭い道路で避難する我々はどれくら